

沖縄県介護保険 広域連合



CONTENTS

- 介護保険とは…………… 2
- 介護保険料…………… 3
- 介護保険料の納め方… 4
- 介護保険サービスの流れ… 5
- サービスの種類…………… 6
- 地域支援事業…………… 7



介護保険広域連合とは?

介護保険財政を安定させ、介護サービスの平準化を図るとともに、介護保険における諸課題の解決に取り組んでいる市町村の組合組織です。平成24年4月1日現在、県内28市町村で構成しています。



介護保険とは

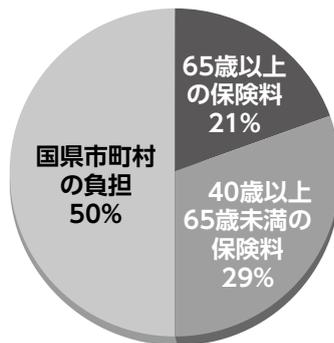
■介護保険の目的

介護保険制度は、加齢にともなって生ずる心身の変化に起因する疾病などにより要介護状態及び要支援状態となった方に必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、国民の保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

※40歳以上の全国民で公平に制度を支えています。

■みんなで介護を支えます

介護保険は、国・県・市町村からの負担金と、40歳以上の方に収めていただく保険料で運営しています。介護サービスを十分に整えることができるように、また、介護が必要になったときは、誰もが安心してサービスを利用できるように、支え、支えられる制度です。



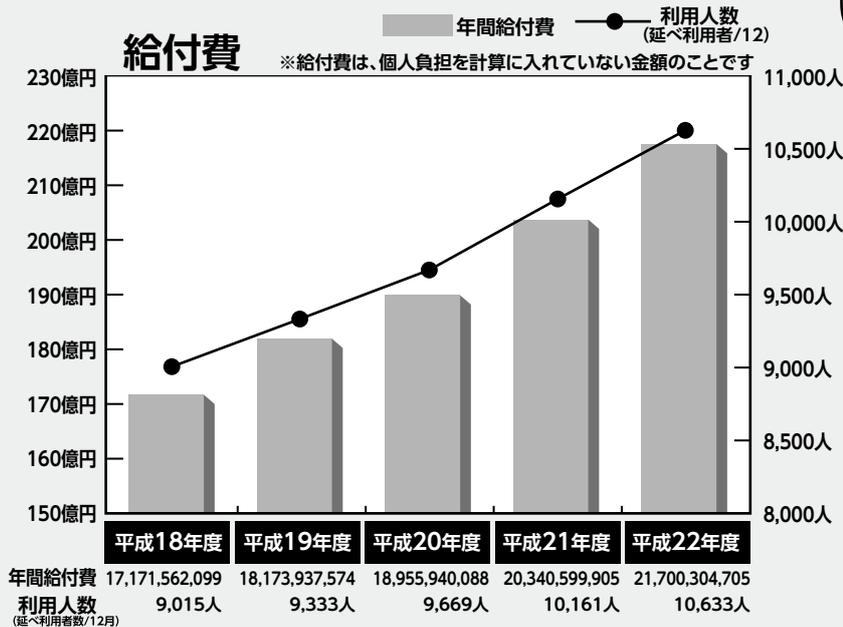
サービスの利用者負担 (原則1割負担です)

※地域支援の一部の事業については財源内訳が少し違います。

広域連合の構成市町村で介護サービスを利用した金額

介護サービス 給付費・ 利用人数		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	年間給付費(円)	17,171,562,099	18,173,937,574	18,955,940,088	20,340,599,905	21,700,304,705
	利用人数(延べ利用者/12)	9,015人	9,333人	9,669人	10,161人	10,633人
一人当たり給付費(円)		1,904,777	1,947,277	1,960,486	2,001,831	2,040,845

介護保険サービス給付費【サービス利用料】



介護サービスを利用している人を見たら、一人あたり年間200万円くらい使っていることになるね!

介護が必要にならないように、予防しないとイケないかね。

※介護保険制度の中で、介護予防にも力を入れることができるようになりました。詳しくは市町村の介護担当窓口にお尋ねください。

介護保険料

第1号 被保険者 65歳以上の方の介護保険料 保険料は所得により異なり、1人ひとり個別に納めます。

1 保険料の決まり方

まず、市町村の介護サービスにかかる費用に応じて基準額が決まります。その基準額をもとに、所得に応じて8段階に調整されます。

基準額＝

市町村で介護保険にかかる費用×65歳以上の人の負担分(21%)÷市町村の65歳以上の人数

市町村の
基準額

＝

市町村で必要な
介護サービスの
総費用

65歳以上の
方の負担分
21%

×

市町村に住む
65歳以上の方の人数

2 平成24年度より介護保険料が見直されました

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、本人の所得や世帯員の課税状況に応じて設定されます。平成24年度から、負担能力により細かく対応できるよう保険料段階を見直しました。

保険料(年頭)

区分	対象者	保険料率	保険料年額		
			第1ランク	第2ランク	第3ランク
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税者	基準額×0.50	29,964	34,494	38,544
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.58	34,758	40,013	44,711
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×0.75	44,946	51,741	57,816
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる場合	基準額	59,928	68,988	77,088
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得額が190万円未満の方	基準額×1.25	74,910	86,235	96,360
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得額が190万円以上400万円未満の方	基準額×1.50	89,892	103,482	115,632
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.65	98,881	113,830	127,195
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得額が600万円以上の方	基準額×1.8	107,870	124,178	138,758

第1ランク

北中城村 南大東村 北大東村

第2ランク

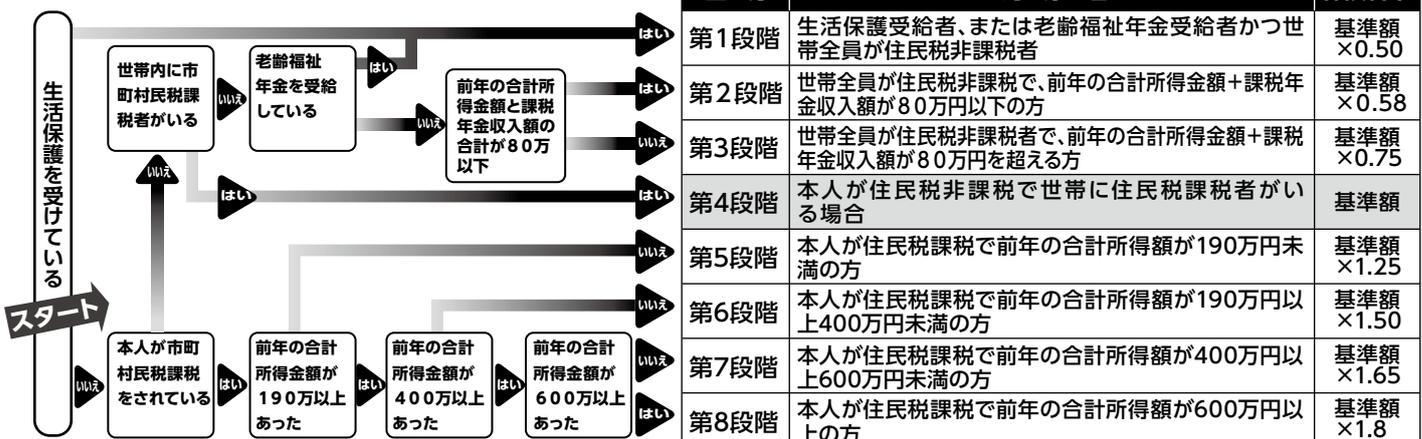
豊見城市 南城市 金武町
嘉手納町 北谷町 南風原町
久米島町 東村 伊江村
読谷村 中城村 座間味村

第3ランク

本部町 八重瀬町 与那原町
国頭村 大宜味村 今帰仁村
恩納村 宜野座村 伊平屋村
伊是名村 渡嘉敷村 粟国村
渡名喜村

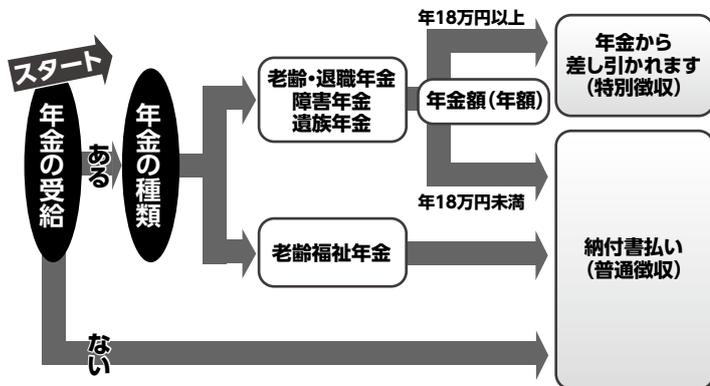
3 あなたの保険料段階は？

※「合計所得金額」とは、年金所得やその他の所得を合計した金額です。



4 保険料の納め方

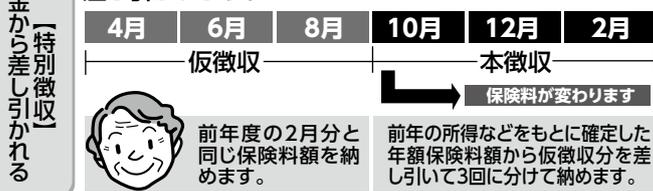
※保険料は65歳になった日(誕生日の前日が属する月)から納めます。納め方は年金から差し引かれる方(特別徴収)と沖縄県介護保険広域連合から送られてくる納付書で納める方(普通徴収)に分かれます。



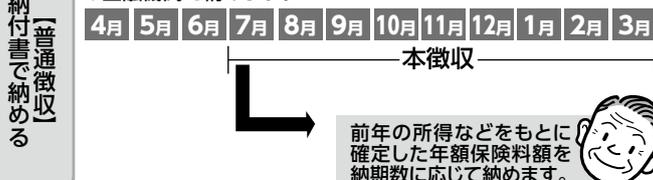
※第2号被保険者の保険料

40歳～64歳までの方は職場で加入する社会保険または国民健康保険などから健康保険料と併せて納付します。

年金受給月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に保険料が差し引かれます。



沖縄県介護保険広域連合から納付書が送られてきますので、指定の金融機関で納めます。



※①新しく65歳になった方②他市町村から転入された方③年度途中で保険料の増減のあった方④現況届けを出し忘れた方⑤年金担保の借入等のある方もしばらくの間、普通徴収となります。

■保険料を納めるのが困難なとき…

分割納付

普通徴収(納付書による納付)の場合に限り、介護保険料を分割して納付することができます。納付相談、納付誓約は、市町村の介護保険担当課、広域連合及び保険料徴収員が訪問するときに行ってください。

減免制度

災害など諸事情で保険料の納付が困難なときは、介護保険料の減免制度を利用することができる場合もあります。お住まいの市町村の介護保険担当窓口にご相談下さい。

介護保険料の減免制度について

右記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 震災・風水害・火災等により、住宅又は家財に著しい損害をうけた方。
- ② 世帯の生計を主として維持する者の収入が、死亡又は長期入院により著しく減少した方。
- ③ 世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業の休廃止、著しい損失、失業などにより、著しく減少した方。
- ④ 世帯の生計を主として維持する者の収入が、天災による農作物の不作、不漁などにより、著しく減少した方。
- ⑤ その他、広域連合長が必要と認める方。(生活保護基準に該当する場合)

※役所(場)の介護担当課で相談のうえ、申請を行ってください。※保険料は、申請が承認された後に減額されます。

減免申請に必要な書類などについては、お住まいの市町村役場窓口で相談や確認ができます。(申請書の提出は市町村担当課へ)

徴収員による徴収並びに制度説明と口座振替の勧奨

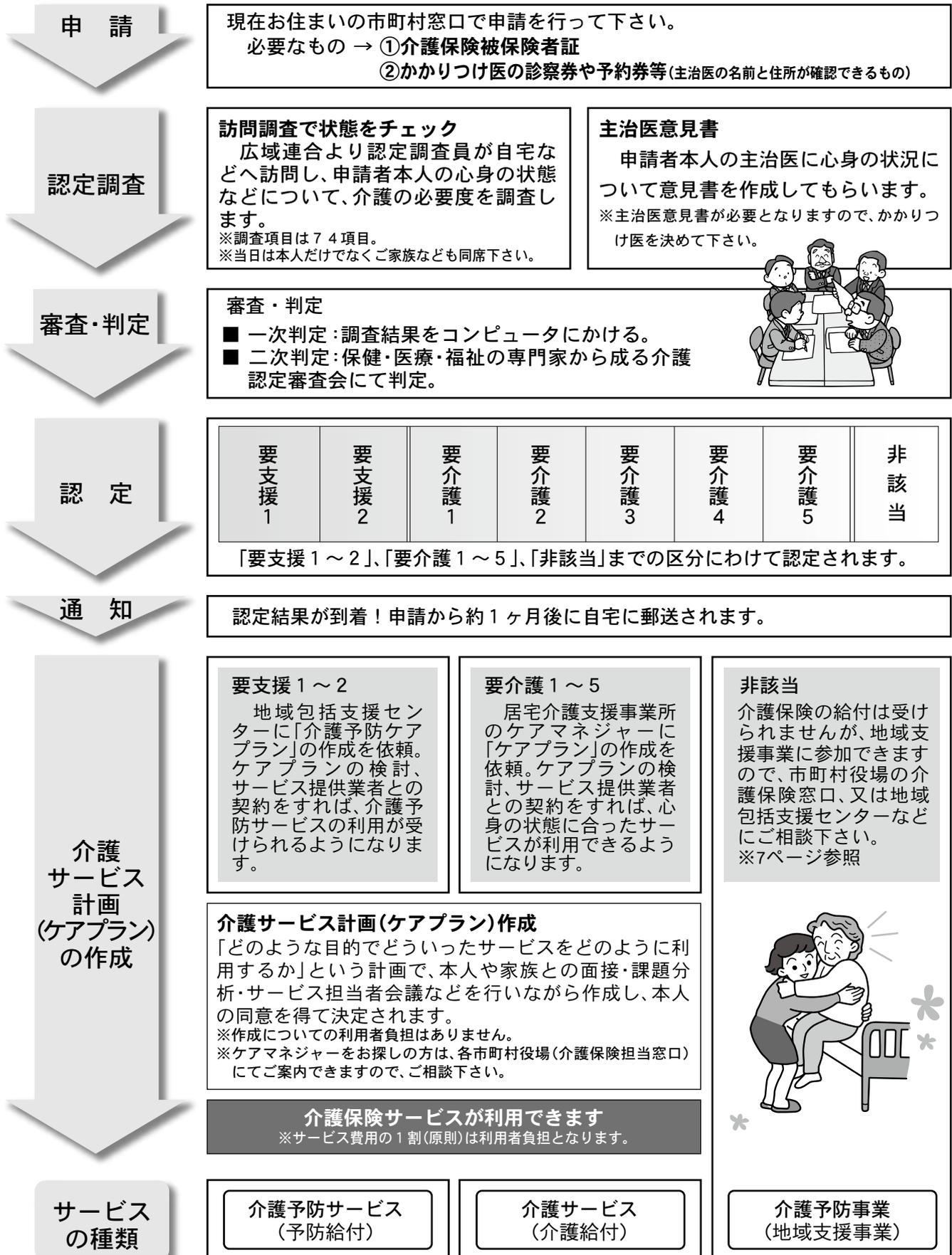
沖縄県介護保険広域連合では制度の説明や口座振替の勧奨を行うために、65歳に到達し、第1号被保険者になられた方のご自宅へ徴収員が訪問を行っています(一部離島地域を除く)日程調整をしてお伺いすることも可能ですので必要な方はご連絡下さい。(沖縄県介護保険広域連合 会計課 電話:098-921-7802)

■保険料を滞納すると…

- ◎利用している介護サービスの費用を、いったん全額支払わなければならない場合があります。
- ◎介護サービスを利用することになったとき、納めていない期間に応じて利用者負担割合が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の支給を受けられない場合があります。

■介護保険サービスの利用のしかた

介護保険サービスを利用するには、市町村窓口へ要介護認定の申請をし、広域連合から「介護が必要」と認定されることが必要です。



※介護保険被保険者証は、「要介護認定」の申請をするとき、介護サービスを利用するときにサービス提供事業者や介護施設に提示し使います。
第1号被保険者…65歳になった月(誕生日が1日の方は前の月)に交付されます。
第2号被保険者…要介護認定を受けた方と被保険証の交付を請求した方に交付されます。

サービスの種類

(1) 居宅サービス

訪問型	<p>①訪問介護 ホームヘルパーなどが訪問し、日常生活の介護が受けられます。</p> <p>②訪問入浴介護 移動入浴車などが自宅を訪問し、入浴の介護が受けられます。</p> <p>③訪問リハビリテーション 理学療法士などが訪問し、リハビリなど</p>	<p>が受けられます。</p> <p>④訪問看護 看護師などが訪問し、療養上の世話や診察の補助が受けられます。</p> <p>⑤居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養の管理や指導が受けられます。</p>
通所型	<p>①通所介護(デイサービス) デイサービスセンターに通い、食事や入浴などが受けられます。</p> <p>②通所リハビリテーション(デイケア) 病院や老人保健施設に通い、リハビリなどが受けられます。</p>	<p>③短期入所生活介護(ショートステイ) 介護施設に短期間入所して日常生活に必要な介護が受けられます。</p> <p>④短期入所療養介護(ショートステイ) 介護施設や病院などで、医学的な管理による介護やリハビリが受けられます。</p>
その他	<p>①福祉用具貸与 車いすや特殊ベッドなどが借りられます。</p> <p>②福祉用具購入費の支給 ポータブルトイレや入浴用いすなどの購入費の払い戻しが受けられます。</p> <p>③住宅改修費の支給 手すりの取り付けや段差解消など住宅改</p>	<p>修費の払い戻しが受けられます。</p> <p>④特定施設入居者生活介護 特定施設の指定を受けている有料老人ホームなどの入居者は、日常生活の世話やリハビリなどが受けられます。</p>



(2) 施設サービス(要介護1から5の方が対象です。)

<p>①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 常時介護が必要で居宅介護が困難な要介護者が入所し、日常生活の介助やリハビリなどが受けられます。</p> <p>②介護老人保健施設 病状が慢性期にある要介護者に、リハビリを主とした介護や看護が受けられます。</p> <p>③介護療養型医療施設(療養病床) 長期療養の必要な要介護者が、医療・看護を主としたサービスが受けられます。</p>

(3) 地域密着型サービス(その地域に住所を有する人が利用することができます。)

<p>①小規模多機能型居宅介護 通所を中心に、選択に応じて訪問や泊りのサービスを組み合わせることで受けられます。</p> <p>②認知症対応型通所介護 認知症の人を対象に、日帰りで専門的なケアを受けることができます。</p> <p>③認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活を行うことができます。 ※要支援2、要介護1～5のみです。</p> <p>④地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム) 小規模の施設に入所し、日常生活の介助やリハビリなどを受けることができます。 ※要介護1～5のみです。</p> <p>⑤複合型サービス(平成24年度から開始) 小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせることで受けられます。 ※要介護1～5のみです。</p> <p>◎市町村によって、提供されるサービスが異なりますので市町村の介護保険担当課へご相談ください。</p>	
--	--

地域支援事業

■地域支援事業とは

地域に暮らす高齢者に対し、要介護（要支援）状態となることの予防と、生涯にわたり住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援するための事業です。（広域連合では地域支援事業を市町村へ委託し、各市町村において地域の実情に応じた事業を実施しています。）

介護予防事業

一次予防事業

介護予防に関する知識の普及啓発や地域における活動組織の育成・支援、高齢者が積極的に参加できる環境づくりを行います。

- ◎介護予防普及啓発事業
- ◎地域介護予防活動支援事業



二次予防事業

要介護（要支援）状態となるおそれのある高齢者（二次予防事業の対象者）の方を対象に、以下の介護予防事業を実施します。

- ◎通所型介護予防事業
- ◎訪問型介護予防事業



※「二次予防事業」とは、市町村において基本チェックリスト等（65歳以上で認定を受けていない方対象）を受け、対象と決定された方が受ける介護予防事業です。
※二次予防事業の対象者となる方の名称は、市町村によって異なります。

包括的支援事業

地域包括支援センター

市町村に設置されている地域包括支援センターは、高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるように、必要なサービスや医療並びに保健、福祉サービス等の相談に応じてくれる機関です。

地域包括支援センターには、専門職員として「社会福祉士」「保健師」「主任ケアマネジャー」等が配置されています。主に、地域内に住む高齢者の「総合相談」「介護予防ケアマネジメント」「サービスの連携・調整」「成年後見制度」などの業務を行っています。

任意事業

介護予防事業・包括的支援事業とは別に、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、本人や介護をする家族の方などを対象に、地域の状況に応じた必要な支援を行うのが「任意事業」です。

広域連合が行う事業と市町村が行う事業の2つに分けられます。

- ① 介護給付等費用適正化事業（広域連合で実施）
- ② 家族介護支援事業（市町村によって異なります）
- ③ その他（市町村によって異なります）



詳細は、市町村へお尋ね下さい。

自分らしく健康長寿



生涯を通して、健康で生きがいを持ち、生活の質を高めながら、豊かに自分らしく暮すことができる地域社会を目指します。

高齢者が健康で生きがいを持ち、自分らしくいきいきとした日常生活を送ることができるよう地域における健康づくりや高齢者を地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

介護を必要とする状態とならないための介護予防事業、住み慣れた地域で生活の質を高めながら安心して暮していくための生活支援活動を推進していきます。

また、可能な限り居宅或いは身近な地域で自らの選択と決定による介護サービスを受給し、要介護状態であっても自立した日常生活を送ることができる体制を構築します。

■沖縄県介護保険広域連合の問い合わせ先

業 務 内 容		担当課名・係名	電話番号	
保険料・資格に関すること		会計課 会計係	098-921-7802	
介護サービスに関すること		業務課	給付係	098-921-7801
地域支援事業に関すること			地域支援係	098-921-7803
認定及び認定結果の通知に関すること		認定課 認定係	098-921-7804	
認定調査及び審査判定に関すること	北部地区	北部調査認定事務所	098-921-7880	
	中部地区	中部調査認定事務所	098-921-7591	
	南部地区	南部調査認定事務所	098-921-7881	
上記以外に関すること		総務課 総務係・企画財政係	098-921-7800	

■構成市町村の問い合わせ先

(平成24年4月現在)

市町村名	担当課名	電話番号	市町村名	担当課名	電話番号
国頭村	福祉課	0980-41-2765	北中城村	福祉課	098-935-2233
大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003	中城村	福祉課	098-895-2131
東村	福祉保健課	0980-43-2202	豊見城市	障がい・長寿課	098-856-4292
今帰仁村	福祉保健課	0980-56-4189	八重瀬町	社会福祉課	098-998-9598
本部町	福祉課	0980-47-2165	南城市	社会福祉課	098-946-8996
恩納村	福祉健康課	098-966-1207	与那原町	福祉課	098-945-1525
宜野座村	健康福祉課	098-968-3253	南風原町	保健福祉課	098-889-4416
金武町	保健福祉課	098-968-3559	久米島町	福祉課	098-985-7124
伊江村	住民課	0980-49-2002	渡嘉敷村	民生課	098-987-2322
伊平屋村	住民課	0980-46-2142	座間味村	住民課	098-896-4045
伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819	粟国村	民生課	098-988-2017
読谷村	福祉課	098-982-9209	渡名喜村	民生課	098-989-2317
嘉手納町	福祉課	098-956-1111	南大東村	福祉民生課	09802-2-2036
北谷町	福祉課	098-936-1234	北大東村	福祉衛生課	09802-3-4055

沖縄県介護保険広域連合

本庁舎・中部調査認定事務所

〒904-0197
 沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2
 TEL. 098-921-7800
 FAX. 098-921-7806
 ホームページ <http://www.okinawa-kouiki.jp/>

北部調査認定事務所

〒905-0009
 沖縄県名護市宇茂佐の森5丁目2番地7
 北部会館4階
 TEL. 098-921-7880
 FAX. 098-921-7873

南部調査認定事務所

〒901-1116
 沖縄県島尻郡南風原町字照屋1番地
 TEL. 098-921-7881
 FAX. 098-921-7883